

クリーンウッド法への対応

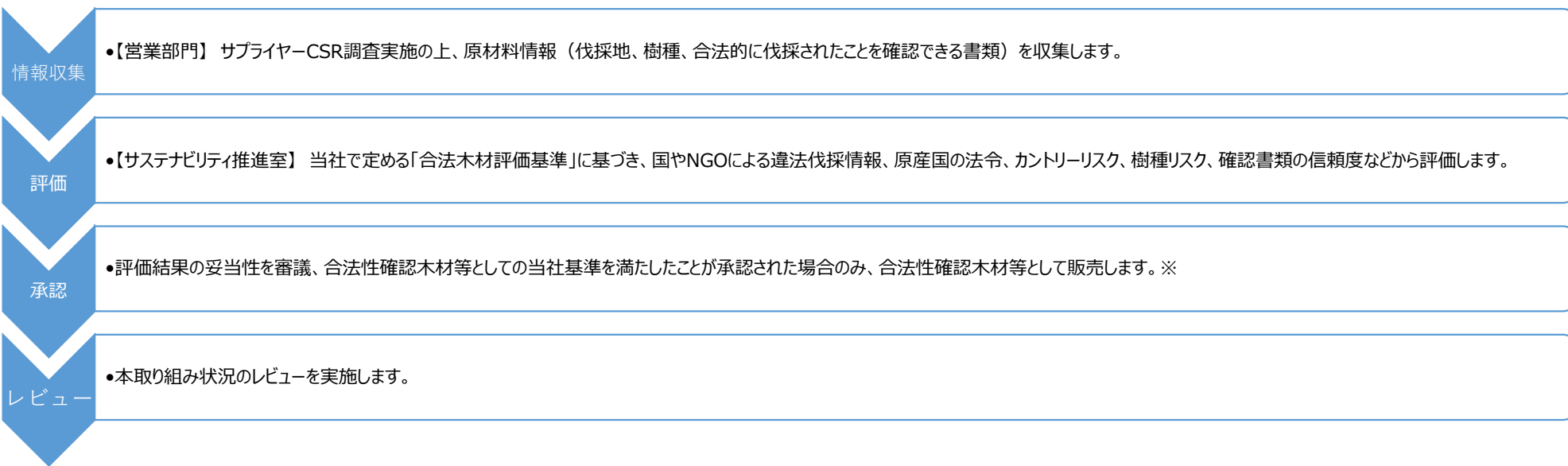
「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が2017年5月20日に施行されました。

この法律によって、すべての事業者は木材等を利用するにあたって、合法伐採木材等を利用するように努めることが義務付けられました。

当社は合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者として木材関連事業者登録（第1種及び第2種）を行い、更なる合法木材の利用推進に取り組んでいます。

推進管理体制

サステナビリティ推進室にて個々の案件ごとに審議し、承認された木材のみ合法性確認木材等として販売します。また運営状況は定期的にレビューします。



※合法性確認木材等であることの納品書への記載について

クリーンウッド法の「木材等」に該当し、法令に基づく「合法性確認木材等」である確認ができた製品（クリーンウッド法適合商品）には、当社納品書の摘要欄に「CLW」と記載しております。当社納品書の摘要欄に「CLW」と記載した商品のうち、当社が第1種事業者として譲り渡すものについては、全ての原材料情報を収集しています。

【木材関連事業者 登録番号】 JIA-CLW- I , II 17003号

○お問い合わせ先：伊藤忠建材株式会社 サステナビリティ推進室 03-6371-4593 csr@ick.co.jp